

別表第三（第五条）

有害物質に係る汚染状態以外の汚染状態

項目	特定施設	許容限度					
		既設			新設		
		第一種水域	第二種水域	第三種水域	第一種水域	第二種水域	第三種水域
水素イオン濃度	別表第一の一、二及び三の項に掲げる施設	五・八以上 八・六以下	五・八以上 八・六以下	海域以外の 公共用水域 に排出され るもの五・ 八以上八・ 六以下 海域に排出 されるもの 五・〇以上 九・〇以下	五・八以上 八・六以下	五・八以上 八・六以下	海域以外の 公共用水域 に排出され るもの五・ 八以上八・ 六以下 海域に排出 されるもの 五・〇以上 九・〇以下
生物化学的 酸素要求量 及び化学的 酸素要求量	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	二五 (二〇)	五〇 (四〇)	一〇〇 (八〇)	二五 (二〇)	二五 (二〇)	二五 (二〇)
	別表第一の三の項に掲げるイ及びロの施設並びにハの施設のうち鶏の飼養羽数が五、〇〇〇未満のもの	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
	別表第一の三の項に掲げるハの施設のうち鶏の飼養羽数が五、〇〇〇以上のもの	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇
浮遊物質	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	九〇 (七〇)	一一〇 (九〇)	一三〇 (一一〇)	九〇 (七〇)	九〇 (七〇)	九〇 (七〇)
	別表第一の三の項に掲げる施設	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	別表第一の二の項に掲げる施設	五	五	五	三	三	三
フェノール類含有量	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	一	一	一	〇・五	〇・五	〇・五
銅含有量	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	三	三	三	三	三	三
亜鉛含有量	別表第一の二の項に掲げる施設	五	五	五	五	五	五

溶解性鉄含有量	別表第一の二の項に掲げる施設	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
溶解性マンガ含有量	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
クロム含有量	別表第一の二の項に掲げる施設	二	二	二	二	二	二
大腸菌群数	別表第一の一、二及び三の項に掲げる施設	(三、〇〇〇)	(三、〇〇〇)	(三、〇〇〇)	(三、〇〇〇)	(三、〇〇〇)	(三、〇〇〇)
窒素含有量	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	一二〇 (六〇)	一二〇 (六〇)	—	一二〇 (六〇)	一二〇 (六〇)	—
りん含有量	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	一六 (八)	一六 (八)	—	一六 (八)	一六 (八)	—

備考

- 一 許容限度の単位は、水素イオン濃度については水素イオン指数、大腸菌群数については排水一立方センチメートルにつき個数とし、その他の項目については、排水一リットルにつきミリグラム数とする。
- 二 ( ) 内は、日間平均値とし、当該数値は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 三 この表に掲げる排水基準は、別表第一の一の項及び二の項に掲げる施設については、一日当たりの平均的な排水の量が三十立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 四 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 五 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼の公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 六 窒素含有量及びりん含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法第四条の二に規定する指定地域及び昭和六十年環境庁告示第二十七号（窒素含有量又はりん含有量についての排水基準に係る湖沼）に掲げる湖沼に係る公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 七 既設、新設の区分は、昭和四十七年四月十九日以前に設置され、又は設置の工事に着手された工場又は事業場に係る特定施設を既設とし、その他のものを新設とする。ただし、大腸菌群数、窒素含有量及びりん含有量については、この規則の施行の際現に設置され、又は設置の工事に着手された工場又は事業場に係る特定施設を既設とし、その他のものを新設とする。
- 八 水域の区分は、水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（昭和五十年千葉県条例第五十号）別表第一に規定するところによる。
- 九 一の排出口から排出される排水の汚染状態について、この表により異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該排水については、それらの排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。

（経過措置）

大腸菌群数の排水基準は、千葉県環境保全条例施行規則別表第一 三の項に掲げる施設（畜産農業又はサービス業の用に供する牛房・馬房・鶏舎）に係る排水については、当分の間、適用しない。